

《公務員事務規例》第 950 條
規定的假牙和口腔裝置的收費
(由 2003 年 5 月 1 日起生效)

月 薪	部分／全副假牙／口腔裝置					
	新假牙／ 裝置 (每隻牙計)	改裝現有的 假牙／裝置 (改樣、 加底、修補 或加置 每隻牙齒)	牙托充 填物體	上下顎 修復服務 最高收費額	上顎或下顎 修復服務 最高收費額	牙橋的每個固位 體／橋體 (如為 Maryland 橋托， 則費用減半)
	(元)	(元)	(元)	(元)	(元)	(元)
總薪級表第 6 點及以下 或同等薪點	8	8	15	181	92	64
總薪級表第 7 至 21 點或 同等薪點	37	17	92	273	138	102
總薪級表第 22 至 33 點或 同等薪點， 包 括 第 33A、33B 及 33C 點	74	37	181	549	273	201
總薪級表第 34 點或同等 薪點及以上	147	74	365	1,097	549	412